

「東京都障害者計画」 「東京都障害福祉計画」の概要

1 計画策定（改定）の背景・趣旨（3ページ）

平成18年4月、障害者自立支援法が施行され、障害の種別にかかわらず、必要とするサービスを区市町村が一元的に提供することになりました。これに伴い、支援体制と地域居住の場・日中活動の場等の地域生活基盤の整備が急務となっており、また、障害者がもっと企業等で働けるための支援策が求められています。

東京都障害者施策推進協議会は、東京都の障害保健福祉施策のあり方について調査審議を進めてきましたが、平成18年8月に基本理念、施策目標及び今後取り組むべき施策展開の方向性を示した最終提言を行いました。東京都は、この提言を踏まえ、区市町村と連携を図りながら、障害者自立支援法に基づく制度への移行を円滑に進めるとともに、これまで東京都が推進してきた「利用者本位の福祉改革」に即して、引き続き、各障害の特性を踏まえた独自の先進的な施策を展開するため、東京都障害者計画及び東京都障害福祉計画を策定し、全庁を挙げて障害者施策の一層の推進に取り組むこととしました。

2 計画の性格（7ページ）

障害者基本法に基づく東京都障害者計画と、障害者自立支援法に基づく東京都障害福祉計画を一体的に策定しています。また、本計画は、保健医療計画、特別支援教育推進計画、住宅マスタープランなど、障害者施策に関連した他の東京都の計画との整合を図っています。

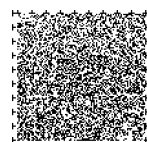
3 計画期間（7ページ）

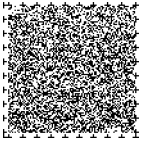
(1) 障害者計画

平成19年度から平成23年度までの5年間とし、可能な限り平成23年度までに達成すべき施策目標・事業目標を掲げました。

(2) 障害福祉計画

平成23年度のサービス見込量・数値目標を設定した上で、平成20年度までを第1期とし、各年度の必要量を掲げました。





第1章 東京の障害者の状況と施策の課題 (11～29 ページ)

平成15年度社会福祉基礎調査などの調査結果を活用し、東京の障害者の状況を示すとともに、今後の障害者施策の課題を明らかにしています。

第1節 東京都における障害者数 (11～13 ページ)

第2節 東京都社会福祉基礎調査「障害者の生活実態」結果 (14～29 ページ)

- 1 障害者の状況
- 2 住宅等の状況
- 3 介護・介助等の援助の状況
- 4 就労の状況
- 5 学習・スポーツ・社会活動への参加の状況
- 6 日中の過ごし方の状況
- 7 行政等への要望
- 8 都民等の障害者理解の状況

第2章 障害者施策推進の基本的考え方 (33～66 ページ)

第1節 障害者施策の基本理念 (33～34 ページ)

I 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

そのため、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるようサービス基盤を重点的に整備するとともに、重度・重症の障害者（児）であっても、可能な限り地域で生活し続けられるよう、東京都と区市町村が重層的に地域生活を支援する体制を整備します。

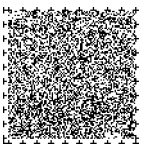
II 障害者が当たり前で働ける社会の実現

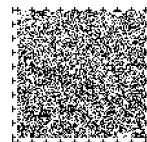
障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前で働ける社会の実現を目指します。

そのため、企業等に障害者雇用への取組を促す一方、福祉施設においても、利用者を一般就労へ円滑に移行させる支援事業や、より高い水準の賃金・工賃を利用者に支払う支援事業に積極的に取り組むよう、福祉施設の経営改革を促します。

III すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

コミュニケーションや移動の円滑化を図る施策の推進により、障害をもつ人ともたない人が学校、職場、地域の中で交流を図り、たとえ障害をもっている、適切な支援があれば街なかで暮らし、一般の職場で働けることを都民が理解し、支え合いながら暮らす地域社会の実現を目指します。





第2節 東京都の障害者施策の目標と課題（35～66 ページ）

5つの施策目標

- 施策目標Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- 施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援
- 施策目標Ⅲ 当たり前に行ける社会の実現
- 施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現
- 施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

施策目標Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり（36～52 ページ）

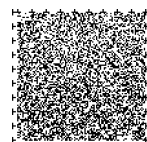
課題1 区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備（36～42 ページ）

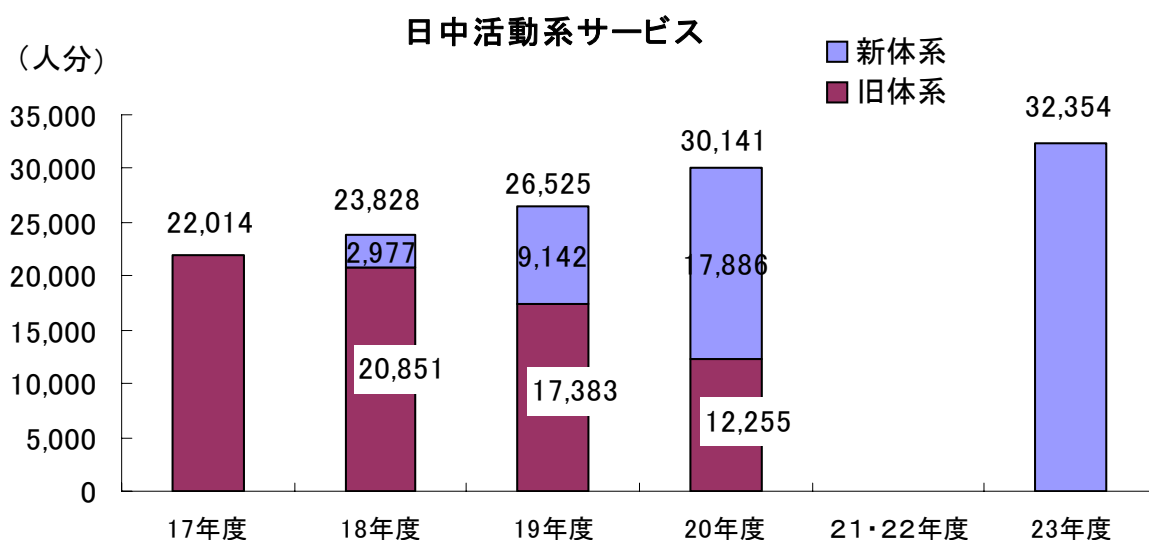
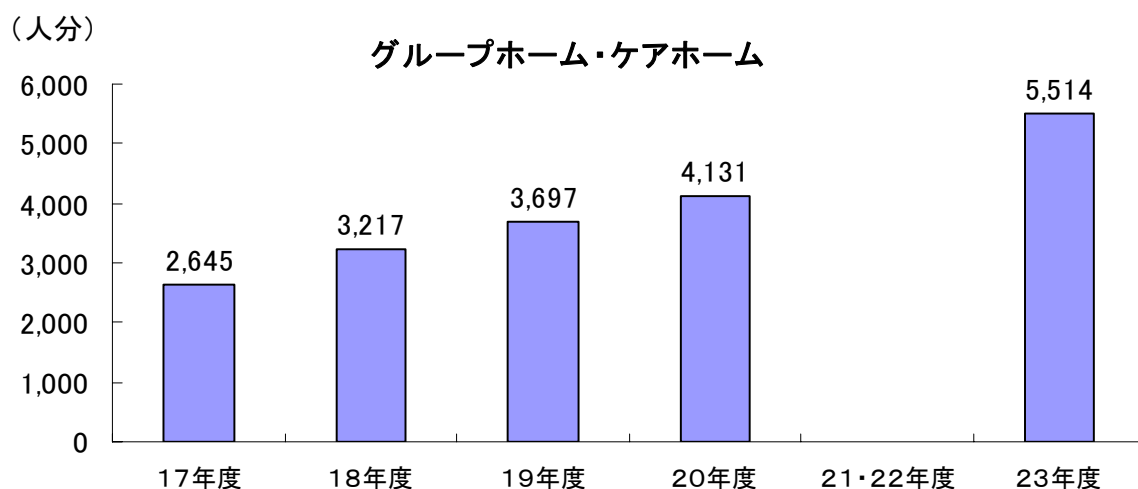
障害者自立支援法により、障害の種別にかかわらず、サービスの提供主体を区市町村に一元化することとなり、区市町村による総合的な福祉サービス提供体制の整備が急務となっています。

東京都障害福祉計画では、各区市町村が定める障害福祉サービス等の見込量を集計したものを基本として、東京都全域の見込数値を下表のとおり決めました。

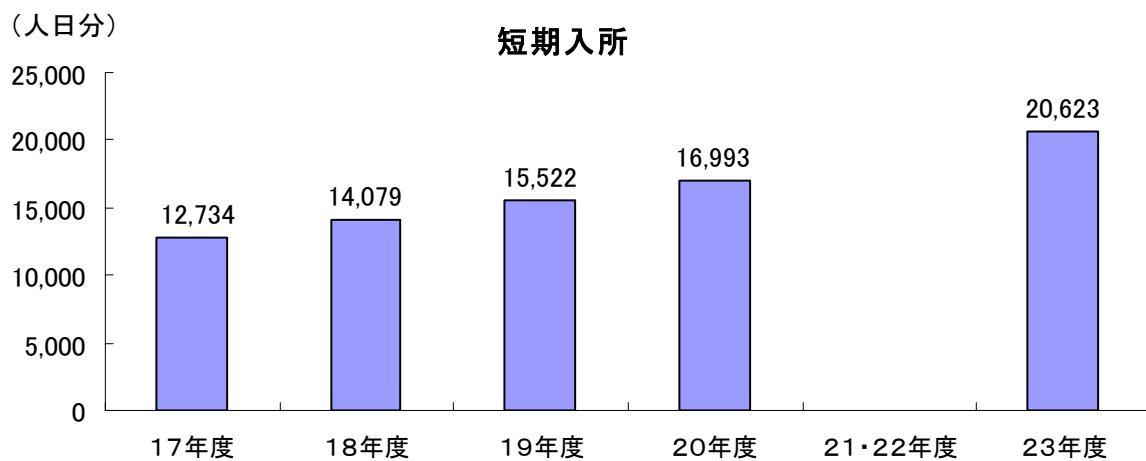
各年度における月間の障害福祉サービス等の見込量

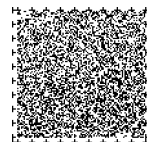
サービスの種類		単位	18年度	19年度	20年度	23年度
訪問系サービス	居宅介護	時間分	620,649	671,297	713,268	816,588
	重度訪問介護					
	行動援護					
	重度障害者包括支援					
日中活動系サービス	生活介護	人分	1,663	4,069	6,956	13,422
	自立訓練(機能訓練)	人分	249	380	563	733
	自立訓練(生活訓練)	人分	76	369	666	1,333
	就労移行支援	人分	161	871	1,597	2,654
	就労継続支援(A型)	人分	34	227	489	1,056
	就労継続支援(B型)	人分	646	3,056	7,412	12,828
	療養介護	人分	148	170	203	328
	(小計)	人分	2,977	9,142	17,886	32,354
	児童デイサービス	人日分	10,647	13,138	14,501	19,158
	短期入所	人日分	14,079	15,522	16,993	20,623
共同生活援助(グループホーム)	人分	3,217	3,697	4,131	5,514	
共同生活介護(ケアホーム)						
施設入所支援	人分	1,714	2,836	4,088	8,458	
相談支援(計画作成対象)	人分	2,475	3,435	4,039	5,772	





※ 新体系の日中活動系サービスは、旧体系と比較可能な生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護を集計したものである。





【障害福祉サービス等の見込量を確保するための方策】

東京都は、この障害者計画及び障害福祉計画の策定に先立ち、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」（以下「3か年プラン」という。）を策定し、平成18年度から平成20年度までの3年間、グループホーム、通所施設、ショートステイなどの地域生活基盤の重点的整備を、引き続き積極的に支援していく（設置者負担の1/2を特別助成）こととしました。さらに、この計画では、区市町村が平成23年度までに必要と見込んだ障害福祉サービスの量が確保されるよう、3か年プランの拡充を図ります。

1 地域居住の場の整備

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の地域生活への移行を進めるため、グループホームの整備を促進します。

1,310人増→**1,560人増**

2 日中活動の場の整備

これから養護学校を卒業する方々のサービス利用の希望に応えるとともに、障害者自立支援法に基づく新たな事業体系による施設整備を促進するため、多様な日中活動の場の整備を推進します。

1,600人増→**1,900人増**

3 在宅サービスの充実

障害者が身近な地域でショートステイが利用できるよう、整備を促進します。

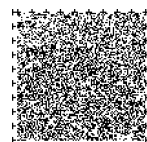
170人増→**200人増**

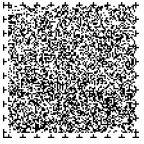
課題2 施設入所・入院から地域生活への移行促進（43～49 ページ）

ア 入所施設から地域生活への移行（43～46 ページ）

【地域移行の数値目標】

項目	目標値	説明
地域生活移行者数	874人	現在の入所者のうち、平成23年度末までに、施設入所からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行する予定の者の数 (平成17年10月1日現在の入所者数の 11.9%)





【目標達成のための方策】

① 入所施設の地域移行の取組を促します

「地域生活支援型入所施設」において、日中の活動支援として自立訓練事業や就労移行支援事業を実施するよう働きかけ、入所者の地域生活への移行に積極的に取り組むよう促します。また、既存の入所施設においても、「地域生活支援型入所施設」への転換を進めます。

② 都外施設利用者支援コーディネート機関を設置します

都外施設利用者の地域移行については、本人の希望を尊重し、都内に移り住むことを希望する者については、その意向を踏まえ、受入れ可能なグループホーム等をマッチングするコーディネート機関を設置し、都内のグループホーム等への移行促進策を講じます。

③ 地域移行後の生活を支える基盤の整備に取り組みます

3か年プランを拡充し、グループホーム・ケアホーム等の居住の場、自立訓練事業や就労継続支援事業等の日中活動の場、短期入所事業など、地域移行後の生活基盤を確保するための整備に重点的に投資します。

【入所施設の定員に関する考え方】

東京都における「平成23年度末の入所定員数」は、施設入所支援事業者の定員削減の計画を把握しつつ、当面は、平成17年10月1日現在の定員数を超えないよう努めます。

【重症心身障害児（者）施設のあり方】

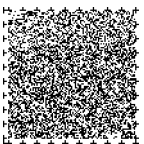
重症心身障害児（者）の地域生活基盤の整備を推進するとともに、重症心身障害児（者）施設について、各施設における入所児（者）の状況や人材確保、民間におけるサービス提供の状況、新たな施策体系における位置づけ等を踏まえ、そのあり方を検討します。

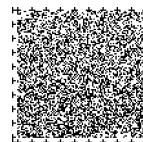
イ いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行

(47～48ページ)

【地域移行の数値目標】

項目	目標値	説明
地域生活移行者数	2,500人	現在の退院可能精神障害者のうち、平成23年度末までに、精神科病院からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行する予定の者の数 (平成18年度現在の暫定的な退院可能精神障害者数の50%)





【目標達成のための方策】

① 「精神障害者退院促進支援事業」に計画的に取り組みます

事業名	年次計画			
	18年度	19年度	20年度	23年度
精神障害者退院 促進支援事業 (か所数)	3	6	12	12

② 区市町村における相談支援体制と地域生活基盤の整備を推進します

東京都は、平成23年度までに、精神障害者地域生活支援センター等を活用した「地域活動支援センターI型」をすべての区市町村に設置することを目指し、区市町村がこのセンター等の相談支援事業により、退院時及び退院後の地域生活を継続して支える体制の整備に取り組むよう促します。

また、3か年プランを拡充し、退院後の地域生活を支えるために必要なグループホーム等の居住の場、自立訓練事業や就労移行支援事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備に重点的に投資します。

ウ 一般住宅への移行支援 (49ページ)

グループホームや施設・病院から一般住宅への移行を促進するため、本人の求めと必要に応じてサービスの利用支援や随時の見守り等の支援を継続的に行う「住宅入居等支援事業(市町村地域生活支援事業)」や「障害者単身生活サポート事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業)」に、区市町村が積極的に取り組むよう促します。

課題3 新たな事業体系への移行促進 (50～52ページ)

ア 日中活動の場の新体系事業への移行促進 (51ページ)

東京都は、3か年プランを拡充し、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業等の新体系事業を運営する日中活動の場の整備を促進します。

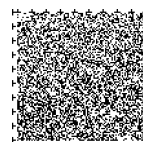
イ 小規模作業所等の法内化の促進策 (51ページ)

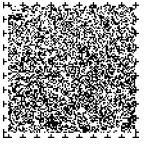
1 法内化に伴う施設・設備整備費の特別助成

法内化のために必要な施設整備を行う場合及び生産性向上のための設備整備を行う場合に、設置者(社会福祉法人等)負担の1/2を特別助成します。

2 法内化促進支援事業

法人格取得を希望する小規模作業所等任意団体に、専門知識をもつ協力員を派遣し、法人設立及び団体運営のノウハウを提供することにより法内化を促進するとともに、NPO法人格取得後の安定的な運営を支援します。





3 小規模作業所等新体系移行支援事業

小規模作業所などから、障害者自立支援法に規定される事業へ移行した法人に対し新体系事業の運営等に要する費用の一部を補助します。

4 小規模作業所への支援の充実強化事業

小規模作業所等が新たな事業体系へ円滑に移行できるよう、障害者自立支援法の趣旨に対応した事業構築、事業計画（工賃アップの課題を含む。）の作成など、新体系の下での経営のノウハウ等を中心に研修事業を実施します。

課題4 日常生活を支えるサポート体制の整備（52 ページ）

障害者の地域自立と社会参加の促進に不可欠な、移動支援・コミュニケーション支援に区市町村が着実に取り組むよう促すとともに、サービスを担う人材の養成に取り組みます。

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援（53～55 ページ）

課題1 児童・生徒一人一人に応じた教育の推進（53～54 ページ）

学校教育法の改正により、平成19年4月から「特別支援教育」が実施されるとともに、盲・ろう・養護学校の制度が、障害種別を越えた「特別支援学校」の制度へと転換されることとなりました。

ア 乳幼児期から学齢期を通じて一貫した支援の提供

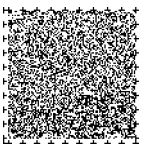
乳幼児期から学齢期への円滑な移行に向けて、区市町村を単位として、療育機関（通園施設、発達相談支援機関等を含む。）、保育所、幼稚園、小・中学校等の職員等の連携により、児童・保護者を支援する相談支援体制を整備します。

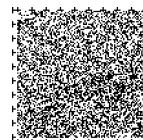
また、特別支援学校は、区市町村を基礎単位としたエリアの中で、特別支援教育のセンター的機能を発揮できるよう、センターモデル事業を実施していますが、この成果に基づいて、さらに教育、保健・医療、福祉、労働等の連携体制づくりを推進します。

イ 児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化への対応

特別支援学校はもとより、学習障害や高機能自閉症等の発達障害をもつ児童・生徒の特別な教育ニーズに適切に対応することが求められている小・中学校の教員の専門性を一層向上させるため、障害の理解と指導に関する専門研修や特別支援教育コーディネーター養成に関する研修等を実施していきます。

また、特別支援学校における障害が重い児童・生徒に対しては、「個別の教育支援計画」に基づいて、小学部から高等部までの12年間の一貫性のある教育が重要であり、身辺自立を中心とした基本的な生活習慣をはじめ、卒業後の地域での自立を見据えた生活技術の習得や社会的体験の機会の提供など、将来の自立と社会参加を目指した教育内容の充実を図ります。





課題2 職業的自立に向けた職業教育の充実 (55 ページ)

東京都は、知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部を新たに設置し、最近の産業構造の変化や企業の求人（職種）動向を十分に踏まえた授業科目（職業系列・コース）の設定と教育内容・方法の導入により、職業学科等における職業教育の充実を通じて生徒全員の企業就労を目指します。

また、平成18年度から、企業等の障害者雇用経験者に、知的障害特別支援学校における実習先・就労先の更なる企業開拓と職場定着支援の一部を担う特別支援学校就労サポーター事業を実施しています。

現在、特別支援学校では、学齢期から社会参加期への円滑な移行を支援するための「個別移行支援計画」の作成が進められていますが、この計画の内容を充実していくためには、区市町村を単位とした支援ネットワークによる継続的な支援体制の整備が重要です。

施策目標Ⅲ 当たり前になれる社会の実現 (56～62 ページ)

障害者が当たり前になれる社会の実現を目指し、より多くの障害者が一般就労に移行し、今後10年間（平成28年まで）で障害者雇用が3万人以上増加することを目指すとともに、福祉施設における就労支援を拡充します。

課題1 一般就労への移行促進 (56～60 ページ)

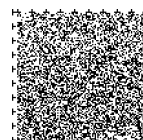
【一般就労への移行促進の数値目標】

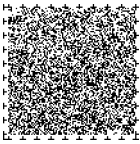
(1) 区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労への移行

項目	目標値	説明
年間一般就労移行者数	1,500人	平成23年度において、区市町村障害者就労支援事業による支援を受けて一般就労した者(福祉施設利用者を含む。)の数 (平成17年度実績(717人)の 2倍以上)

(2) 福祉施設における就労から一般就労への移行にかかる目標

項目	目標値	説明
福祉施設から一般就労へ移行する者の人数	852人	※福祉施設の利用者のうち平成23年度において一般就労へ移行する者の目標値 (平成17年度実績(213人)の 4倍)





(3) 労働施策との連携による福祉施設から一般就労への移行にかかる目標

項目	目標値	説明
公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職支援		平成23年度において、公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者を支援する体制づくりを目指す。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	260人	※福祉施設から一般就労へ移行する者(852人)の 3割
障害者試行雇用事業の開始者数	426人	※福祉施設から一般就労へ移行する者(852人)の 5割
職場適応援助者による支援の対象者数	426人	※福祉施設から一般就労へ移行する者(852人)の 5割
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	70人	※福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
障害者就業・生活支援センターの設置か所数	6か所	

【目標達成のための方策】

① 区市町村障害者就労支援事業を拡充します

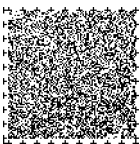
東京都は「3か年プラン」において、区市町村障害者就労支援事業を平成20年度までの3年間で20か所増やして、49か所で実施することを予定していました。この計画では、3か年プランの拡充を図り、障害者就業・生活支援センター事業等の活用も含めて、平成23年度までにすべての区市町村で、就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援事業を実施することを目指します。

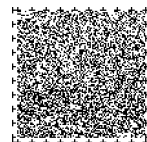
② 企業内通所授産事業を拡充します

東京都は「3か年プラン」において、施設外授産及び企業内通所授産事業を実施する福祉施設等を、3年間で26か所増やし、33か所での実施を予定していました。この計画では、3か年プランの拡充を図り、平成20年度までにすべての区市で実施できるよう、49か所での実施を目指します。さらに、平成23年度までに、すべての区市町村で実施することを目指します。

③ 障害者就労支援のため庁内外の連携を強化します

障害者の一般就労を支援するため、庁内関係各局、東京労働局、企業・経済団体、就労支援事業者等の関係機関の連携を強化するための協議の場を設置し、福祉、労働、教育等の施策を一体的に進めます。





課題2 福祉施設における就労支援の充実・強化（61～62 ページ）

ア 就労移行支援事業の効果的運営

一般就労へ向けて訓練を行う就労移行支援事業に取り組む施設職員は、ハローワークや障害者職業センター等の労働関係機関との連携を図るとともに、施設外授産及び企業内通所授産事業を最大限に活用し、また、区市町村障害者就労支援事業に配置されているコーディネーターとの協働を積極的に進め、一般就労への円滑な移行支援と安心して働き続けられるための支援体制を確保することが重要です。

イ 就労継続支援事業の効果的運営

一般就労が困難な方が働く場である就労継続支援事業においては、障害者の自立生活が可能な水準の賃金・工賃を支払えるよう、施設の経営改革・経営努力が求められています。東京都は、就労継続支援事業に取り組む事業者に対して生産性を向上させるための設備投資に助成するほか、区市町村が、地域の就労支援事業者のネットワークを活用した共同受注、共同商品開発・販路開拓などの事業に、積極的に取り組むよう支援します。

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現（63～65 ページ）

課題1 ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進

（63～64 ページ）

東京都はこれまで、施設や交通機関等のバリアフリー化を推進してきましたが、今後はさらに、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することが重要です。

今後は、区市町村を単位としたユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業により、ユニバーサルデザインに基づく施設整備や移動円滑化の情報提供を具体化し、このモデル事業の成果等を都内全域に普及させていきます。

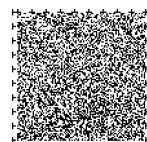
課題2 心のバリアフリーの推進（64～65 ページ）

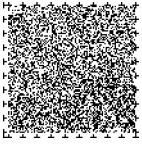
「すべての都民がともに暮らす地域社会」を実現するためには、障害者施策を推進する立場では、障害をもつことによる困難や生きにくさについて、都民一人一人が自らの身近な問題として考え、「障害は特別な、ごく一部の人の問題であって、障害をもたない自分にはとても理解できない」といった意識上の壁を取り除くことが重要です。

東京都は、スポーツ・文化芸術活動など多様な機会を捉えて、障害理解のための啓発活動や広報活動を推進するとともに、学校教育を通じて心のバリアフリーの実現を目指します。

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保（66 ページ）

サービス利用者の「自己選択・自己決定」を基本とした、契約によるサービス利用制度のもとでは、障害者本人や保護者が、多様な事業者の中から、より質の高いサービスを選択できる仕組みづくりが求められています。





東京都は、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の向上に資する人材の養成・育成に取り組めます。

また、平成15年度から取り組んできた福祉サービスの第三者評価について、自立支援法の新たな事業体系に基づく障害福祉サービス等を、順次、評価対象として、利用者のサービス選択と事業者のサービスの質の向上を支援していきます。

第3章 障害者施策の総合的展開 (69～140ページ)

5つの施策目標のもと、取組項目別に体系化した159の各事業ごとに、平成17年度末の状況等と事業目標を明らかにしています。

第1節 障害者施策の目標と取組の体系

施策目標	取組
I 地域における自立生活を支える仕組みづくり	1 相談支援体制の整備 2 地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保 3 保健・医療サービスの充実 4 地域生活を支えるサービス基盤の整備 5 地域生活の安心・安全の確保
II 社会で生きる力を高める支援	1 自立と社会参加を支える教育の充実 2 学習・文化・スポーツ・交流活動の推進
III 当たり前になれる社会の実現	1 働く意欲や力量を高める支援の充実・強化 2 一般就労の機会を拡大する仕組みづくり 3 安心して働き続けるための支援体制の整備 4 福祉施設における就労支援の取組の強化
IV バリアフリー社会の実現	1 福祉のまちづくりの推進 2 情報面のバリアフリー 3 制度面のバリアフリー 4 心のバリアフリー
V サービスを担う人材の養成・確保	1 福祉人材の養成・確保

別掲 東京都障害福祉計画 (141～156 ページ)

東京都は、障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定しました(前章まで)が、障害者自立支援法及び国の基本指針に即して策定する障害福祉計画を再掲しています。

